

〈小児慢性特定疾病に係る自己負担限度額表〉

階層区分の基準		自己負担限度額（患者負担割合：2割）		
		一般	重症患者※2	人工呼吸器等 装着者
A	生活保護等	0円	0円	0円
B1	市町民税 非課税 ※1	低所得Ⅰ （所得～80万円）	1,250円	1,250円
B2		低所得Ⅱ （所得80万円超～）	2,500円	2,500円
C1	一般所得Ⅰ （市町民税7.1万円未満）	5,000円	2,500円	500円
C2	一般所得Ⅱ （市町民税7.1万円以上 25.1万円未満）	10,000円	5,000円	
D	上位所得 （市町民税25.1万円以上）	15,000円	10,000円	
入院時の食事療養費		1/2自己負担		

（※1）「市町村民税非課税（世帯）」とは、市町村民税の所得割および均等割がともに0円の場合を指します。

（※2）重症患者は、高額治療継続者（高額かつ長期）若しくは、重症患者認定基準を満たす場合を指します。